

紡績女工ノ教育及保健ニ関スル件

本大会ハ紡績女工ノ低考ナル教育程度及其保健が年々侵サレテ行ク現
状ニ鑑ミ政府及資本家ニ向テ左ノ各項ノ即時実施ヲ要求スル

一、完全ナル普通教育機関ヲ設置シ之ヲ労働組合ノ管理ノ許ニ置クニト
ニ職業病ノ調査ヲ為シ其範圍ヲ明確ニシ扶助ノ途ヲ講スルニト

政府ハ之レガ法律上ノ公認ヲ與ヘルニト

三、職業病ノ認定ニ干シテハ労働組合ノ監督權ヲ承認スルニト

四、保健ノ為メ夜業禁止時間短縮ヲ實施シ工場内外ノ運動警察及衛生設
備ヲ完備スルニト

五、教育及保健ニ対スル法律上ノ保障ヲ完全ニスルニト

(別記ニ)

日程第一〇 決議

下請親方雇傭制度撤廃ニ関スル決議

本大会ハ資本家階級が労働者搾取ノ安定ヲ計ラシメ居ルニ鑑ミ之ニ雇傭契約上ノ責

任ヲ迴避シ労働階級ノ團結ヲ妨害セントシテ採用ヒレ被傭ナレ下請親方雇
傭制度撤廃ノ為メニ徹底的ニ闘フ事ヲ決議ス

(別記三)

日程第十四

救済委員会設置ニ関スル提案理由

資本家階級は我々ヲ運動取締リに名ヲ籍リテ、懲罰犯処罰令、治安警察
法、刑法、府縣令、其ノ他無数の悪法ヲ以テ備へてゐる、我々は此ノ悪法ヲ
撤廃シテ、我々ヲ運動ノ障害物ヲ取り除カねばならぬ、而かも之は短日月に
望ミ得るものではある、一度労働争議が勃発すると官憲は極度に之ヲ濫用
シテ我々ノ同志を牢獄ニ送リ去リテ絶する惨苦を與へてゐるが此ノ同志
にして家族を有する者の悲惨は更に一層である。

之等の犠牲者其家族ノ窮状に際して之ヲ充分に救済す事ハ我々ノ義務
である、従来我々は其ノ都度救済方法を講じて来たが、常に急迫の中にある
方法を講じなければならぬ、結果、何時も遺憾なきを得たかつた、
吾々はこの事實に鑑み救済委員会を常置して、不断に救済の資源を造る